

ご案内

拝啓

この度は貴家との尊い仏縁を頂くことができましたこと誠にありがたく存じます。

これからもご供養の一助になればと、『宝樹院花園会』のご案内を申し上げます。

故人の菩提をご供養する最善の方法は、墓地だけでなく菩提寺も持つことと教えられております。すなわち、お命日のお墓参りはもとより、菩提を弔う菩提寺にて日々にご供養し安心を得ることです。

『宝樹院花園会』は、墓地の場所に関わらず、宝樹院を菩提寺とする会員制（年会費1万円）の会です。

ご入会により、故人のお戒名は宝樹院過去帳に正式に記載され、朝夕のご供養をはじめ年回法要やお盆、各種行事のご案内をさせていただきます。

大変恐縮ではございますが、ご検討いただきまして、ご希望の方は別紙入会申込書1部を切り取らずにご返送ください。

ご不明な点がございましたら、なんなりとお問い合わせください。

合掌

宝樹院住職 加藤泰裕

『宝樹院花園会』規則並びに入会申込書

第一条（目的）

本規則は、宗教法人臨済宗妙心寺派金嶺山宝樹院（以下「宝樹院」という）と、会員制の宝樹院花園会の会員（以下「花園会員」という）との関係が円満に保たれることを目的として制定されました。

第二条（花園会員、並びに施主）

花園会員は、墓地の有無や墓地の場所に関わらず宝樹院を菩提寺とします。

また、それぞれの祭祀承継者を「施主」といいます。

第三条（宝樹院の責務）

宝樹院は、次の責務を果たします。

①仏教の護持と教化布教。 ②花園会員ご先祖の日々のご供養。 ③花園会員の希望する仏事。

第四条（花園会員の責務）

花園会員は、次の責務を果たしてください。

①仏教への帰依。 ②毎年の「花園会費」の納入。 ③宝樹院護持（普請・修繕等）への任意の協力。

第五条（施主の届出）

施主は、次の場合には住職に届出をしてください。

①施主の変更。 ②住所の変更。

第六条（檀家関係）

花園会員は、宝樹院境内地に墓地を持つ宝樹院檀家に準じます。なお、希望により花園会員は同額の会費で宝樹院檀家となることができます。

第七条（退会）

花園会員は、施主の申し出により理由を問わず何時でも宝樹院花園会を退会することができます。ただし、花園会費は返金できません。

以上

宝樹院花園会入会申込書

宝樹院住職殿

平成 年 月 日

（どちらかに○をお願いします）

- 私は本規則を承認のうえ遵守し、宝樹院花園会の会員となることを申込ます。
- 私は本規則を承認のうえ遵守し、宝樹院檀家となることを申込ます。

施主（自署） _____ 印

住 所： 〒

電 話：

墓地の有無： 有 ・ 無 墓地名称：